

## ○沖縄県警察における訓令等の公表基準の制定について

(平成24年3月5日沖例規広相第1号)

改正 令和元年12月10日沖例規務第6号

令和5年10月25日沖例規広相5号

警察行政の透明性を確保して県民に対する説明責任を果たすため、沖縄県警察の訓令及び通達について原則として公表し、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的として、別添のとおり「沖縄県警察における訓令等の公表基準」を制定し、平成24年3月5日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別添

### 沖縄県警察における訓令等の公表基準

#### 第1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、訓令及び通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

- 1 「訓令」とは、沖縄県警察における文書の管理に関する訓令（平成14年沖縄県警察本部訓令第15号。以下「文書管理訓令」という。）第9条第3項第3号に定めるものをいう。
- 2 「通達」とは、文書管理訓令第9条第4項第1号アに定めるものをいう。
- 3 「県警察の施策を示す」とは、県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。
- 4 「内部管理に関するもの」とは、人事、福利厚生、施設、教養、勤務時間、給与支給の手續、予算執行の手續等に関するものをいう。
- 5 「専ら技術的・補足的事項を定めるもの」とは、電算システムに関する技術的事項、犯罪手口や統計の分類方法等を定めるものをいう。
- 6 「県民生活に影響を及ぼさないもの」とは、業務に関する報告様式の報告要領等を定めたものをいう。

#### 第3 公表の基準

- 1 公表する訓令及び通達は、県警察の施策を示すものであって、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 県民生活に密接に関わる警察活動に関するもの
  - (2) その他公表の目的に照らし、必要と認められるもの
- 2 1に該当しない訓令及び通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするものについては、この要綱の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

#### 第4 公表の範囲

- 1 県警察の施策を示す訓令等のうち、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表するものとする。

- 2 不開示情報を含む場合（3の場合を除く。）は、当該訓令及び通達の題名及び概要を公表するものとする。
- 3 名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令及び通達の概要を作成することができない場合は、公表しないものとする。

#### 第5 公表の時期及び期間

- 1 公表の時期については、訓令及び通達の制定後、速やかに公表するものとする。ただし、制定後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表するものとする。
- 2 公表の期間については、訓令及び通達が効力を有する期間とする。
- 3 訓令及び通達を廃止したときは、速やかに第7に規定する公表廃止の手続きを執るものとする。

#### 第6 公表の方法

警務部広報相談課長は、沖縄県警察のホームページに訓令及び通達を掲載するとともに、当該訓令及び通達を紙に出力し、警察本部警察情報センターに備え付けて県民の閲覧に供することにより行う。

#### 第7 公表及び公表廃止の手続き

- 1 警察本部の所属長は、所管する訓令若しくは通達を制定し、又は改廃したときは、直ちに、訓令等公表検討票（別記様式）を警務部広報相談課長に提出するものとする。
- 2 警務部広報相談課長は、1の規定による提出を受けたときは、速やかに第6に規定する公表の手続きを執るものとする。

#### 第8 経過措置

この要綱の制定の日以前に制定された訓令及び通達の公表については、第3に規定する公表の基準及び第4に規定する公表の範囲にのっとり、平成25年3月31日までに第7に規定する公表の手続きを行うものとする。

附 則

附 則（令和元年12月10日沖例規務第6号）

別記様式（第7関係）

[別紙参照]